

特定個人情報保護条例改正に係る番号法改正箇所

- 1 独自利用事務（番号法で規定する法定利用事務以外に、地方自治体が条例を定めることによりマイナンバーの利用が可能となる事務）についても、情報提供ネットワークによる情報連携ができることを明文化するため、第 19 条第 8 号が新たに追加されました。

（特定個人情報の提供の制限）

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)から(7)まで 略

(新) (8) 条例事務関係情報照会者（第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第 26 条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(9)から(15)まで 略

- 2 上記 1 の改正に伴い、独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用、情報提供等の記録等に係る準用規定が第 26 条として新たに追加されました。

（第 19 条第 8 号の規定による特定個人情報の提供）

(新) 第 26 条 第 21 条（第 1 項を除く。）から前条までの規定は、第 19 条第 8 号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第 21 条第 2 項第 1 号中「別表第 2 に掲げる」とあるのは「第 19 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第 22 条第 1 項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公

共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第 2 項中「法令」とあるのは「条例」と、第 24 条中「情報提供等事務（第 19 条第 7 号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第 19 条第 8 号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

3 上記 2 で第 26 条が追加されたことに伴い、第 27 条以下が 1 条ずつ繰り下げられました。